

# 困った時の相談窓口

## 発育・発達・健康・育児の相談

### 育児の専門相談・教室

お問い合わせ先

健康福祉課健康対策係 ☎ 32-1177

保健師、助産師による相談や栄養士による離乳食教室など行っています。どうぞお気軽にご参加ください。

相談・教室	対象年齢	時間	内容	持参品	備考
すくすく相談・マタニティ相談	小学校入学前の乳幼児・妊婦	10時～11時	身体計測、育児相談、栄養相談、母乳相談など	母子健康手帳	※要予約
離乳食教室	4か月～7か月児 8か月～1歳3か月児 と保護者	10時～12時	離乳食の説明、メニューの紹介、調理実習と試食	母子健康手帳 エプロン等	※要予約 先着順 (各10組程度)
すこやか食育教室	小学校入学前の幼児	10時～13時	親子で料理作りを通じて食育をはぐくむ教室		

※場所は、すべて保健センターバレットです。詳しい日時は、広報誌か市ホームページでご確認ください。



# 困ったときの電話相談・来所相談

困ったときは相談しましょう！悩みを聞いてもらうだけで、気持ちが楽になるかも知れません。

子育てや子どもに関すること、学校生活についての不安、自分では判断がつかないことなど悩みがある場合は、一人で抱え込まずに相談しましょう。子どもの虐待についての相談もお受けします。相談員がアドバイスをしていますので、お気軽にご利用ください。いずれも相談は無料で、秘密は厳守します。

## 宮若市家庭児童相談室（子ども家庭総合支援拠点）

子育てに関する不安や子どもの問題などで気がかりなことや虐待について家庭児童相談員が相談に応じます。お子さん本人からの相談もお受けします。ひとり親家庭において生活などの心配ごと、仕事や住まいのこと、子どもについての不安、健康についての不安、関係窓口の案内など母子・父子自立支援員が相談に応じます。

【窓 口】 子育て福祉課子育て支援係内

【住 所】 〒823-0011 宮若市宮田 29-1

【専用電話】 32-0570

【相談の流れ】（1）まずはお電話ください。お話を聞いて適切な対応方法を検討します。

（2）希望があれば相談員との面談を行います。

（3）具体的な対応方法を一緒に考えます。相談内容に応じた情報提供や助言を行うとともに必要な支援機関との調整を行います。

【相 談 日】 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

【相談時間】 8時30分～17時15分

※夜間休日の虐待通告は児童相談所専用ダイヤル 189へ（24時間365日対応・無料）

## 育児電話相談

子育てに悩んだり、子育てに疲れたとき、子どもの発育についての心配などの相談に応じます。保健師などによる妊産婦・乳幼児家庭訪問も行っています。

【窓 口】 健康福祉課健康対策係

【相 談 日】 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

【住 所】 〒823-0011 宮若市宮田 29-1

【相談時間】 8時30分～17時15分

【専用電話】 32-1177

## 不妊や不育に関する相談

不妊や更年期など、女性の心身の健康に関することで不安や悩みのある方は、ご相談ください。

【窓 口】 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

【日 時】 毎月第1水曜日 13時30分～16時30分

【住 所】 〒820-0004 飯塚市新立岩8-1

【申し込み】 予約制

【専用電話】 0948-29-0277

【料 金】 無料

FAX 0948-24-0186

妊娠・  
生まれたら

医療機関

困った時の  
相談窓口

親子交流の場

はじめての  
集団生活

子育て  
お手伝いします

放課後の居場所

各種制度・手当

毎日の暮らしに  
役立つ情報

# 気軽に利用できる生活相談窓口です



## あなただけの 支援プランを作ります

あなたの事情や希望をよくお聞きして、あなたの問題解決に向け、一緒に考えながら解決策を探します。  
安心してご相談ください。



## 家計（お金）の 相談ができます

お金のことは、とてもデリケートな問題です。一人で抱え込んだ結果、大きな問題に発展しがちです。どうすれば解決できるのか、家計表などを活用して改善策を一緒に考えます。



## 住居確保給付金の支給 家賃相当額を支給します

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職にむけた活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。  
※支給には要件があります。詳しくはご相談を。

必要に応じて、行政  
または民間の窓口へお  
しなれください。



**対象者は… 生活保護を受けている方以外で、生活に困窮している方は誰でも相談できます。**

長く失業している方、引きこもりやニートで悩んでいる方、働いた経験がなく不安な方など、さまざまな課題・問題を抱えた方が対象です。就労、家計（お金）のこと、生活全般についてご相談ください。

### 宮若市役所 自立相談支援室（困りごと相談室）

**住所** 宮若市宮田 29-1

**電話** 0949-32-3477

**受付時間** 月曜日～金曜日 8:30～17:15（土日祝日、年末年始はお休み）



# 福岡県の子育て関係電話相談窓口

名称	電話番号	内容	曜日・時間
あすばる相談室 (福岡県男女共同参画センター)	092-584-1266	子育ての悩みに関することやDVなど、女性に関するあらゆる問題の相談	毎日9時～17時 金曜日(祝日を除く)は、 18時～20時30分も相談できます。 (8/13～15、年末年始は除く)
心の健康相談電話 (福岡県精神保健福祉センター)	092-582-7400	心の健康相談や病気で困っていることなどの相談	月曜～金曜9時～16時 (祝日・年末年始を除く)
福岡県ひきこもり地域支援センター (福岡県精神保健福祉センター)	092-582-7530	社会的にひきこもり状態についての相談	月曜～金曜9時～17時15分 (祝日・年末年始を除く)
SOS 電話相談 妊婦さん・赤ちゃん・子ども思春期 ([社] 福岡県看護協会)	092-642-0110	思いがけない妊娠に戸惑っている方、妊娠についての不安・疑問がある方	毎日9時～17時30分 (年末年始を除く)
筑豊若者サポートステーション	0948-26-6711	学校を卒業・中退後、あるいは仕事を辞めた後、長期に就職できず悩んでいる若者を対象に職業的自立など将来に向けた取組みを支援します	月曜～土曜10時～17時(要予約) (祝日・年末年始を除く) (電話予約 月曜～金曜10時～17時)
親・おや電話 (福岡県立社会教育総合センター)	092-947-3515	育児や家庭教育上の悩みを一緒に考えていきます	月曜～土曜9時～17時 (第2月曜・第4土曜・祝日・年末年始・センター休所日を除く) 17時～翌朝9時は、留守番電話で対応します。
ヤングテレフォンいづか (飯塚市少年相談センター)	0948-28-7867	青少年自身や保護者などの悩み事の相談	月曜～金曜8時30分～17時 (祝日・年末年始を除く)
ハートケアいづか (飯塚少年サポートセンター)	0948-21-3751	子どもの非行問題、いじめや犯罪などの被害等の相談	月曜～金曜8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く)
子どもホットライン 24 (北九州教育事務所)	0949-24-3344	子どもの生活、しつけ、問題行動、家庭親子関係、不登校等	24時間対応 (年末年始を除く)
教育相談(福岡県教育センター)	092-948-3000	いじめ、不登校、非行、進路などの相談	月曜～金曜9時～17時 (祝日・年末年始を除く)
不登校、ひきこもりサポートセンター (福岡県立大学内)	0947-42-1346	不登校、ひきこもりに関する相談	月曜～金曜9時から17時 (祝日・年末年始を除く)
子どもの人権 110 番	0120-007-110	いじめ、体罰等子どもの人権に関すること	月曜～金曜8時30分から17時15分 (時間外は留守番電話で対応します。)
発達障がい支援センター ゆう・もあ	0947-46-9505	発達障がいに関する相談	月曜～土曜9時から18時 (祝日・盆、年末年始を除く)

妊娠・  
生まれたら

医療機関

困った時の  
相談窓口

親子交流の場

はじめての  
集団生活

子育て  
お手伝いします

放課後の居場所

各種制度・手当

毎日の暮らしに  
役立つ情報

## スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、 教育相談員

「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」「教育相談員」は、児童生徒の臨床心理等に関して高度で専門的な知識および経験を持っており、児童生徒、保護者、学校職員等の相談に応じ、悩みや困難な事象の解決を援助する活動を行っています。

現在、福岡県教育委員会や宮若市教育委員会は、各小中学校における「不登校」や「いじめ」等の生徒指導上の諸問題を解決するために、このような教育相談の専門家を教育支援センターに配置し、教育相談を受け付けています。

宮若市の各小中学校においても必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員を活用することができます。



### お問い合わせ 相談の申込み

宮若市教育支援センターぷらなす  
(教育相談電話) TEL34-1661 (平日9時~17時)  
宮若市教育委員会学校教育課学校教育係 TEL32-1007  
各小中学校の担任等

## 主任児童委員

市では、児童の福祉に関することを専門的に担当する児童委員を「主任児童委員」として設置しています。児童の福祉に関する機関や区域担当民生委員・児童委員との連絡調整を行うとともに、子どもたちの見守り、子育ての不安などの相談・支援活動等を行います。

地区	氏名	電話番号
全宮田地区	友安 隆雄	33-2076
全宮田地区	宇野 千恵	32-0619
全宮田地区	後藤 尚子	32-8247
全若宮地区	岩見 悦子	54-0234
全若宮地区	浦邊眞知子	52-3157



### お問い合わせ

宮若市民生委員児童委員協議会事務局  
子育て福祉課地域福祉係内  
TEL 32-0562

# 児童虐待ストップ

## 早期発見が子どもと親を助けます！

虐待の発見は、家庭という密室の中で起きるといことや、親からしつけであると言われれば、それ以上口をはさみにくいといったことから、発見が難しいのが現実です。

また、どんなにひどい虐待を受けていても、子どもは自分からそのことを周囲に訴えることができません。むしろ、親をかばうことが多いのです。その結果、発見が遅れ、とても心が傷つき、命を落とすことにもなりかねません。

## 虐待って？

虐待は、大きく分けて次の4つのものがあります。

### 身体的虐待

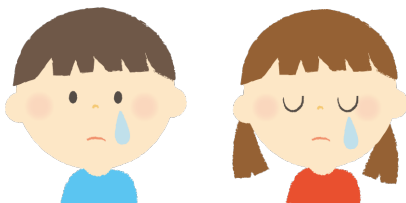
殴る、蹴る、火傷を負わせるなど外傷を生じさせる、またはその恐れのあること。

### 性的虐待

性的行為の強要、ポルノグラフィの被写体にするなどわいせつな行為をしたりさせたりすること。

### ネグレクト

食事を与えない、衣服や体が不衛生、医療を受けさせない、学校へ通わせないなど保護者としての監護を怠ること。



### 心理的虐待

脅す、無視する、きょうだい間で差別するなど、心理的外傷を生じさせること。

もしも、あなたの周辺での虐待に気づいたときは、次のところへお知らせください。報告者が安心して事実を話せるように配慮し、秘密は守られます。

## 児童相談所全国共通ダイヤル【189】（いちはやく）

### 宗像児童相談所

宗像市東郷 1-2-3  
TEL 0940-37-3255

### 宮若市家庭児童相談室

子育て福祉課子育て支援係内  
TEL 32-0570  
月曜日～金曜日 8時30分～17時15分  
(祝日、年末年始を除く)

児童相談所では、18歳未満の子どものあらゆる相談に応じています。児童福祉司や心理判定員、精神科医などの専門職がそれぞれの立場から調査や診断、指導を行います。子どもの一時保護や施設入所についての相談もお受けします。児童虐待についての対応も行います。

妊娠・  
生まれたら

医療機関

困った時の  
相談窓口

親子交流の場

はじめての  
集団生活

子育て  
お手伝いします

放課後の居場所

各種制度・  
手当

毎日のくらしに  
役立つ情報

# 障がいのある子どものために

## 乳幼児発達相談

- 【対象者】 1歳6か月児健診、3歳児健診の結果や保護者からの相談などから、発達に課題が疑われる乳幼児
- 【場 所】 保健センターバレット
- 【内 容】 臨床心理士・言語聴覚士・作業療法士による発達相談 ※予約制

お問い合わせ先

健康福祉課健康対策係 ☎ 32-1177



## 児童発達支援

申請窓口・お問い合わせ先

子育て福祉課障がい者福祉係 ☎ 32-0541

未就学の障がい児に対して、児童発達支援センター等の施設に通うことにより、日常生活における基本的な動作訓練、知識技能の習得や集団生活の適応訓練等を受けることができるサービスです。

サービスを利用するためには、福祉サービスの受給者証が必要です。受給者証が交付されたら、希望する事業所で手続きを行ってください。詳しくは、係へお問い合わせください。



- 【対象者】 療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児
- 【持参品】 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方は、その手帳
- 【利用料】 原則、費用の1割相当額を負担  
（ただし、収入等により上限金額があります。なお、非課税世帯は無料です。）

## 放課後等デイサービス

申請窓口・お問い合わせ先

子育て福祉課障がい者福祉係 ☎ 32-0541

就学（大学を除きます。）している障がい児に対して、放課後または休校日に、施設に通うことにより、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進やその他の訓練等を受けることができるサービスです。サービスを利用するためには、福祉サービスの受給者証が必要です。受給者証が交付されたら、希望する事業所で必要な手続きを行ってください。詳しくは、係へお問い合わせください。

【持参品】 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方は、その手帳

【利用料】 原則、費用の1割相当額を負担

（ただし、収入等により上限金額があります。なお、非課税世帯は無料です。）



## 障害児等療育支援事業

暮らしの中で困っていること、悩んでいること、ちょっと手をかりたいと思っていることなど、生活全般にわたる様々な相談を受け、地域での暮らしを支援するものです。

県が委託している下記の支援センターへお気軽にご相談ください。秘密は厳守します。

- ひとり、ひとりのお話を個別にうかがいます。
- やりたいこと、困っていることなどをきちんと確認します。
- どのようにすれば解決していくのか、ひとり、ひとりの気持ちを大切に考えていきます。
- 支援するために個別に了承を得て協力してくれるところへ話をします。
- 電話、来所、訪問にて相談に応じます。相談料は無料です。

### 障害者支援センターすきっぷ

【開所日時】 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分

※それ以外の時間は、ご相談ください。

【対象者】 在宅の身体障がい児（者）、知的障がい児（者）、精神障がい者及びその家族など

【住 所】 〒807-1312

鞆手町中山 3169-100

【電話番号】 0949-42-8311

【F A X】 0949-42-0523

【E-mail】 skip@movie.ocn.ne.jp



妊娠・  
生まれたら

医療機関

困った時の  
相談窓口

親子交流の場

はじめての  
集団生活

子育て  
お手伝いします

放課後の居場所

各種制度・手当

毎日の暮らしに  
役立つ情報



## 直鞍地区障がい者 基幹相談支援センターかのん

障がいのある人からの相談はもちろん、その家族、関係者からの心配事を、行政、福祉、医療などの専門機関と連携しながら解決に向けて一緒に考えていく相談機関です。

【開所日時】月曜日～金曜日 8時30分～17時  
(祝日、年末年始を除く)

【住 所】〒822-0026 直方市津田町7-20

【電話番号】0949-24-1551

【F A X】0949-24-1552



## 直鞍地区障がい者 虐待防止センターかのん

障がいのある人の権利擁護や虐待に関する相談機関です。

【開所日時】月曜日～金曜日 8時30分～17時  
(祝日、年末年始を除く)

【住 所】〒822-0026 直方市津田町7-20

【電話番号】0949-24-1556

(24時間365日対応可能)

【F A X】0949-24-1552

## 日中一時支援事業

申請窓口・お問い合わせ先

子育て福祉課障がい者福祉係 ☎ 32-0541

日中に一時的な見守り等の支援が必要な障がいのある人に対して、日中活動の場を提供することにより、障がいのある人の家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保することを目的に行うものです。内容は、施設等において日中、障がいのある人に活動の場を提供し、創作的活動、機能訓練、社会生活への適応のために必要な訓練及び見守り等を行います。

サービスを利用するためには、地域生活支援事業の受給者証が必要です。受給者証が交付されたら、希望する事業所で必要な手続きを行ってください。詳しくは、係へお問い合わせください。

【対象者】市内に居住する障がいのある人

【持参品】障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方は、その手帳

【利用料】原則、費用の1割相当額を負担

(ただし、収入等により上限金額があります。なお、非課税世帯は無料です。)

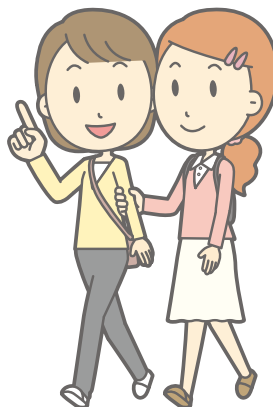
## 移動支援事業

申請窓口・お問い合わせ先

子育て福祉課障がい者福祉係 ☎ 32-0541

屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促進するためのものです。内容は、個別支援が必要な障がいのある人に対して、マンツーマンによる支援を行います。

サービスを利用するためには、地域生活支援事業の受給者証が必要です。受給者証が交付されたら、希望する事業所で必要な手続きを行ってください。詳しくは、係へお問い合わせください。



【対象者】 市内に居住し、外出時に支援が必要な障がいのある人

【持参品】 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方は、その手帳

【利用料】 原則、費用の1割相当額を負担

（ただし、収入等により上限金額があります。なお、非課税世帯は無料です。）

## 医療的ケア児（者）在宅レスパイト

申請窓口・お問い合わせ先

子育て福祉課障がい者福祉係 ☎ 32-0541

たんの吸引や経管栄養等を常時必要とする重度の障がいのある人に対して、外出時等の支援を行うことにより、介護者の負担を軽減するとともに、地域における自立生活や社会参加を促進するためのものです。内容は、主治医の指示に基づき、通所施設、作業所、保育所、学校、その他障がいのある人が通う施設及び在宅で、経管栄養やたんの吸引等を行います。

サービスを利用するためには、医療的ケア児（者）在宅レスパイト事業決定通知等が必要です。通知書が交付されたら、希望する事業所で必要な手続きを行ってください。ただし、健康保険法の適用対象となる訪問看護は除きます。詳しくは、係へお問い合わせください。



【対象者】 市内に居住する重度の障がいのある人で常時医療的ケアを必要とする人

【持参品】 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方は、その手帳

妊娠・  
生まれたら

医療機関

困った時の  
相談窓口

親子交流の場

はじめての  
集団生活

子育て  
お手伝いします

放課後の居場所

各種制度・手当

毎日の暮らしに  
役立つ情報